

## 横浜自動車学校での不当労働行為事件に対し

### 公正な救済命令を求める要請書

今回の事件は、労働組合の三浦支部長が教習中に睡魔に襲われ、睡魔に抗っている際に物損事故を起こしてしまったことに端を発したものでした。三浦支部長はこの件に対し反省し一定の処分を受け入れたうえ、再発防止のために改善策を講じる考えでありました。しかし会社は調査や対策を講じることなく、すぐさま最も厳しい処分である懲戒解雇を突きつけました。しかも何の専門性もない産業医の意見を根拠に三浦支部長が病気であると決めつけ、教習業務から外したうえ、3 ヶ月もの自宅待機を命じました。そして事務職に配置転換して草むしりなど見せしめをおこなったうえ、賃下げするなど、あの手この手で三浦支部長を職場から排除しようとしています。まさに労働組合の支部長を狙い撃ちした不当労働行為であることは明白です。

会社の組合攻撃はこれだけにとどまらず、組合事務所に会社備品を勝手に運び込み、組合活動を妨害する行為をおこなっています。これに対し組合が抗議するも意に介さず繰り返し同様の行為をおこない、あからさまな組合攻撃を重ねています。さらに会社は組合員の一時金査定について不当な差別をおこなう攻撃をしかけています。

これらの行為は、労働組合を敵視し弱体化を狙ったものであることは明らかであり、憲法で保障された労働組合活動の権利を侵害するものです。このような会社の行為は断じて許されず、すぐさま反省し態度を改めなくてはならないはずです。

ところが会社はこの間の審問でも何ら反省の態度をみせず、そればかりか県労委による和解協議の場に、県労委から何度も出席するよう要請したにもかかわらず、社長が1度も姿をみせないという不誠実な対応を取り続けています。

このような行為が続くようであれば正常な労使関係が築かれないばかりか、安心して働ける職場が阻害され、ひいては地域の交通安全センターとしての役割を担うという自動車学校の責任を果たせなくなります。よって1日も早く争議を解決し誰もが安心して働き、教習を受けられる自動車学校にすることが強く求められています。

貴労働委員会がこのような点をふまえて、不当労働行為をなくして正常な労使関係が築かれるよう、公正な命令を出していただくことを強く要請します。

2020 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者名または個人名 \_\_\_\_\_